

令和8年広審第4号

裁 決

水上オートバイA同乗者死傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和7年9月21日11時30分

岡山県牛窓港南西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 水上オートバイA

総 ト ン 数 0.1トン

登 録 長 2.85メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 221キロワット

3 事実の経過

Aは、最大とう載人員が3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を同乗させ、全員が救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首0.1メートル船尾0.4メートルの喫水をもって、令和7年9月21日11時00分牛窓港南西方約3.5海里の砂浜を発し、同砂浜南東方沖合500メートルの遊走海域に向かった。

ところで、a受審人は、（一部省略）令和3年5月にAを中古で購入して以降、7月から10月までの期間、週に1回の頻度で遊走を行い、2人の同乗者を乗船させるのは年に2回程度であった。

また、操縦についての安全情報は、落水時の衝撃による水圧やジェットノズルの近くで強い噴流を受けた場合、体腔内に水が入り負傷するおそれがあり、通常の水着では身体を十分に保護できないので、ウェットスーツパンツ等を必ず着用する旨警告ラベルとしてAの船尾に表示されていたほか、やむを得ずウェットスーツパンツ以外のものを着用する場合は、最大限に身体を保護できるようなデザインの衣服を着用し、材質的には厚手のもの、布目の詰まったもの、撥水加工を施したもの、身体にフィットするものを着用するよう、船体取扱説明書に記載されていた。

そして、a受審人は、発航に先立ち、同乗者2人がいずれも水着姿のため、遊走中に真後ろに落水するとジェットノズルの近くで強い噴流を受け、落水者が負傷するおそれがあったが、普段、同乗者が落水するのは旋回中であり、旋回中であればジェットノズルの近くに落水したことはなく、今まで水着姿の同乗者が落水しても負傷することがなかったので、同乗者が真後ろに落水して負傷することはないものと思い、身体を保護できる厚く丈夫で布目の詰まった衣類を着用させるなど、同乗者に対する安全措置を十分にとることなく、同2人を水着

姿のまま乗船させたものであった。

a 受審人は、操縦座席に跨乗して操縦に当たり、同乗者 2 人を縦長の後部座席に前方を向いて跨乗させ、目的の海域に到着して遊走を始め、途中同 2 人の座席を交代して直進と旋回を繰り返し、右旋回を終えて 11 時 30 分僅か前岡山市に所在する標高 124 メートルの四等三角点宝傳（以下「宝傳三角点」という。）から 161 度（真方位、以下同じ。）980 メートルの地点付近に至り、船首が 078 度を向いて毎時 20.0 キロメートル（以下「キロ」という。）の速力（対地速力、以下同じ。）から増速したところ、11 時 30 分宝傳三角点から 161 度 980 メートルの地点において、A は、船首が 078 度を向いたまま、速力が毎時 30.0 キロとなったとき、同乗者 2 人が真後ろに次々と落水して下半身がジェットノズルの近くで強い噴流を受けた。

当時、天候は晴れで風力 3 の北北西風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

その結果、同乗者 x が、肛門周囲及び骨盤腔内動静脈からの失血による死亡と検案され、もう 1 人の同乗者が 10 日間の入院を含む全治約 1 か月の加療を要する直腸損傷と診断された。

（原因及び受審人の行為）

本件同乗者死傷は、牛窓港南西方沖合において、遊走の目的で 2 人を後部座席に同乗させて発航する際、同乗者に対する安全措置が不十分で、遊走中、落水した同乗者がジェットノズルの近くで強い噴流を受けたことによって発生したものである。

a 受審人は、牛窓港南西方沖合において、遊走の目的で 2 人を後部座席に同乗させて発航する場合、同乗者 2 人がいずれも水着姿のため、遊

走中に真後ろに落水すると強い噴流を受け、落水者が負傷するおそれがあったのだから、身体を保護できる厚く丈夫で布目の詰まった衣類を着用させるなど、同乗者に対する安全措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、普段、同乗者が落水するのは旋回中であり、旋回中であればジェットノズルの近くに落水したことはなく、今まで水着姿の同乗者が落水しても負傷することがなかったもので、同乗者が真後ろに落水して負傷することはないものと思い、同乗者に対する安全措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同乗者2人を水着姿のまま乗船させ、遊走中、同乗者2人が真後ろに落水して下半身がジェットノズルの近くで強い噴流を受ける事態を招き、同乗者1人を死亡させ、もう1人の同乗者を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年6月10日

広島地方海難審判所

審判官 高 橋 寿 則